| 記載要領等 | 代替農地等の取得の承認を受けている場合の譲渡をした特例農地等の明細書（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第 14 条の２の３第２項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第 23 条の８第３項第９号） |
|---|---|

《使用目的》

この明細書は、特例対象区域(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業(注2)の用に供するために譲渡をし、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第４条第４号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日（以下「避難指示解除日」といいます。）から５年以内に代替農地等（特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。）の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その避難指示解除日から５年を経過する日までに特例農地等の贈与者が死亡したときに、その贈与者の死亡にかかる相続税について相続税の納税猶予を受けるための相続税の申告書の添付書類として使用してください。

（注）１　「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村の区域内で福島復興再生特別措置法第４条第４号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示（同号ロ又はハに掲げるものに限ります。）の対象となっている区域をいいます。

２　「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。

⑴　福島復興再生特別措置法第 17 条の２第１項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業

⑵　東日本大震災復興特別区域法第 46 条第１項に規定する復興整備計画に記載された事業

⑶　福島復興再生特別措置法第 34 条第３項に規定する帰還・移住等環境整備交付金※の交付を受けて行われる事業

※　復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 46 号）による改正前の福島復興再生特別措置法第 34 条第３項に規定する帰還環境整備交付金を含みます。

⑷　福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

○　「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地と記入してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。